

D010000

コンプライアンス推進規程

本規程は三菱ケミカルグループ・コンプライアンス推進規程を準用する

平成30年9月1日 改施

エムシーパートナーズ株式会社

コンプライアンス推進規程

第1章：総 則

(目 的)

第1条 この規程は、当社におけるコンプライアンス（法令及び企業倫理の遵守）の推進のために必要な事項を定め、もって当社におけるコンプライアンスの確保・推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において使用する用語を次のとおり定義する。

- (1) 「コンプライアンス」とは、国内外の法令遵守及び当社としての企業倫理の遵守をいい、具体的には、当社の構成員に共通に適用される「三菱ケミカルホールディングスグループ企業倫理憲章」、「三菱ケミカルホールディングスグループ・コンプライアンス行動規範」及び本規程（以下併せて「グループ・コンプライアンス共通規程」という。）並びに当社がその構成員に適用する職務遂行にあたり遵守しなければならない指針、規程、規則、基準、マニュアル類をいう（以下併せて「個別コンプライアンス規程」という。）をその内容とする。
- (2) 「コンプライアンス違反事案」とは、国内外の法令に違反する行為又は「グループ・コンプライアンス共通規程」若しくは「個別コンプライアンス規程」に照らし適正でない行為をいう。
- (3) 「コンプライアンス推進プログラム」とは、コンプライアンスの確保・推進を図るための諸規程類、推進体制、啓発・教育プログラム、監査・モニタリング体制、相談・報告制度、違反事案発生時の対応プログラムなどからなる内部統制システムをいう。
- (4) 「C C O」とは三菱ケミカル社の執行役員の中から取締役会の決議を持って任命された「コンプライアンス推進統括執行役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」をいう。
- (5) 「部門コンプライアンス推進責任者」とは当社を統括する三菱ケミカル社の人事部門を担当している執行役員で「C C O」から指名を受けた者を言う。
- (6) 「構成員」とは、当社の取締役、監査役などの役員、社員（出向受け入れ者を含む。）・嘱託などの従業員及び派遣社員その他当該グループ会社において会社業務に従事する者をいう。

第2章：コンプライアンスの確保

(コンプライアンスの確保)

第3条 構成員は、その企業活動を展開するにあたり、コンプライアンスの確保・推進を図ることが自らに課された社会的責務であることを認識し、グループ・コンプライアンス共通規程及び個別コンプライアンス規程を遵守し、コンプライアンス推進プログラムに従い、コンプライアンス違反事案の発生防止に努めるものとする。

(コンプライアンス推進体制)

第4条 コンプライアンスの推進プログラムの適正かつ円滑な運用を図るため、コンプライアンス推進責任者/コンプライアンス推進リーダー/コンプライアンス推進担当者及びコンプライアンス推進事務局を置く。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 社長がコンプライアンス推進責任者となり、部門コンプライアンス推進責任者またはC C Oの指揮・監督を

受け、次の各号に掲げる職務を担当する。

- (1) コンプライアンス推進プログラムの整備・運用に関する統括
- (2) コンプライアンス推進委員会の主宰
- (3) コンプライアンス推進委員会の提言・勧告事項の実施
- (4) 発生したコンプライアンス違反事案への対応（事態の是正原因の究明、再発の防止など）に関する社内関係部門の指揮・監督
- (5) コンプライアンス推進状況に関するCCOへの報告

（コンプライアンス推進委員会）

第6条 コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスの推進に関連し、次に掲げる事項に関し報告を受け、審議を行うとともに、コンプライアンス推進責任者に対し、必要な提言、勧告を行う。

- (1) コンプライアンス推進プログラムの整備・運用に関する基本方針
- (2) コンプライアンス推進プログラムの運用状況
- (3) 発生したコンプライアンス違反事案への会社側対応（事態の是正、原因の究明、再発防止策など）
- (4) コンプライアンス推進のために必要な規則類の制定・改廃
- (5) その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

2. 前項に定めるほか、コンプライアンス推進委員会の運営について必要な事項は、当社「コンプライアンス推進委員会規則」において定める。

（コンプライアンス推進リーダー・推進担当者）

第7条 本社の部長、場所（研修センター）の長を、「コンプライアンス推進リーダー」とし、コンプライアンス推進リーダーは、自部門のコンプライアンス推進責任者の指揮・監督を受け、次の各号に掲げる職務の遂行にあたる。

- (1) 自部門におけるコンプライアンスの確保・推進
- (2) 自部門でコンプライアンス違反事案が発生し若しくは発生のおそれがある場合の適切な対応（事態の是正、原因の究明、再発防止、部門コンプライアンス推進責任者への報告を含む。）
- (3) それぞれの職場におけるコンプライアンスに関する啓発や構成員からの相談への対応

（コンプライアンス推進事務局）

第8条 総務部のもとに、適任者からなる「コンプライアンス推進事務局」を置き、コンプライアンス推進責任者の職務を補佐させる。

（コンプライアンス・ホットライン）

第9条 構成員から、コンプライアンスに関する相談又は報告（公益通報者保護法に定める公益通報を含む。以下同じ。）を受ける制度として、三菱ケミカル社に設置されたコンプライアンス・ホットラインを利用する（以下「コンプライアンス・ホットライン」という。）。

2. コンプライアンス・ホットラインの運用は、三菱ケミカル社内部統制推進部があたりその具体的運用方法については「三菱ケミカル社コンプライアンス・ホットライン運用規則」に定められた方法に従う。

（報告）

第10条 コンプライアンス違反事案が発生した場合には、コンプライアンス推進責任者は自らの責任において、直

ち

に事態の是正を図り、併せて原因の究明、適切な再発防止策を講じるとともに、その内容について遅滞なく、三菱ケミカル社所管部長及び部門コンプライアンス推進責任者に対し報告を行うものとする。この場合、当該コンプライアンス違反事案に関連して指導を受けた場合には、これに従うものとする。

2. 前項に定める場合のほか、コンプライアンスの推進状況に関し、三菱ケミカル社部門コンプライアンス推進責任者(三菱ケミカル社人事部門担当執行役員)またはC C Oから報告を求められ、又は指導・勧告を受けた場合には、これに従うものとする。

第3章：コンプライアンスの違反事案への対応

(違反事案への対応)

第11条 当社において、コンプライアンスに関する相談・報告がなされた場合の対応は原則として次のとおりとする。

(1) 問題点の確認と相談・報告者に対する迅速な回答

相談・報告を受けた職制又はコンプライアンス相談部署は、文書、メール等書面により相談・報告を受けた場合には、遅滞なく相談・報告者に対し相談・報告を受けた旨の通知を行うとともに、必要に応じ当該相談・報告案件に知見を持つ部門の協力を得て、相談・報告を受けた内容に関して調査を行うか否かについて原則として1週間以内に相談・報告者に対し、回答する。調査を行う場合には、相談・報告内容に関するコンプライアンス上の問題点を確認し、その結果を相談・報告者に対し遅滞なく回答する。

なお、相談・報告内容にコンプライアンス違反事案(違反のおそれがある場合を含む。以下本条において同じ。)が含まれると考えられる場合には、当該職制又はコンプライアンス相談部署は、当該部門のコンプライアンス推進リーダー及びコンプライアンス推進責任者に、その内容を直ちに報告するものとする。

(2) コンプライアンス違反の迅速な是正(初期対応)

相談・報告内容にコンプライアンス違反事案が含まれる場合には、コンプライアンス推進責任者は、自らの責任において、直ちに事態の是正のための必要な措置(初期対応)を講じるものとする。なお、この場合、コンプライアンス推進責任者は、事態の発生と初期対応の内容を直ちに三菱ケミカル社所管部長及び部門コンプライアンス推進責任者に報告するものとし、三菱ケミカル社所管部長または部門コンプライアンス推進責任者から指示・命令を受けた場合にはこれに従うものとする。

(3) 原因究明、抜本的是正措置、再発防止策等の実施

コンプライアンス推進責任者は、前号に定める初期対応完了後速やかに、当該コンプライアンス違反事案発生の原因の究明にあたるとともに、三菱ケミカル社所管部長及び部門コンプライアンス推進責任者の指揮・監督を受け、抜本的是正措置と再発防止策、顧客・取引先・消費者・株主・従業員・地域社会などのステークホルダーへの対応策をまとめ、これらを直ちに実施に移すものとする。またコンプライアンス推進責任者は、当該相談・報告を受けた職制又はコンプライアンス相談部署をして、その内容を相談・報告者に対し遅滞なく報告させるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、セクシュアル・ハラスメントなど個人のプライバシーや人権に関わるコンプライアンス違反事案の対応に関しては、別に定めるところによる。

3. コンプライアンス・ホットラインに相談・報告がなされた場合の対応については、前各項に準じるほか、当該コンプライアンス・ホットラインの運用規則に定めるところによる。

(相談・報告者の保護)

第12条 コンプライアンスに関する構成員からの相談・報告に関しては、相談・報告者の所属・氏名、当該相談・

報告者が相談・報告を行った事実及びその内容等を秘密として取り扱い、処理対応のために必要な最小範囲の関係者以外には開示せず、かつ当該開示者に対し必要な秘密保持義務を課す。

2. コンプライアンスに関する相談・報告を行った事実をもって、相談・報告者に対し、解雇を含め不利益な扱いを一切行わない。

(処 分)

第 13 条 コンプライアンス違反事案を起こした構成員に対しては、当社従業員就業規則その他の関係規則に従って、懲戒等を含め必要な処分を行う。

(適用・改廃)

第 14 条 この規程は、当社の役員を含むすべての構成員に適用する。

2. この規程の改廃は、コンプライアンス推進委員会の審議を経て、当社コンプライアンス責任者が行う。但し、軽微な変更は、コンプライアンス推進責任者の決済により行うことができる。

本規程は三菱ケミカルグループ・コンプライアンス推進規程を準用する

所管部署 総務部

沿 革 平成 2 1 年 4 月 1 日 施行

平成 2 2 年 4 月 1 日 一部改施及び所管部署変更

平成 3 0 年 9 月 1 日 所管部署変更及び親会社名変更